

令和6年度第2回個人住民税検討会

日時：令和6年8月26日(月)14:00～

場所：総務省 低層棟 101 会議室

1 開会

2 議題

- ・個人住民税における現年課税化について
－各企業における源泉徴収や年末調整に係る対応状況（構成員からの発表）

3 閉会

(配布資料)

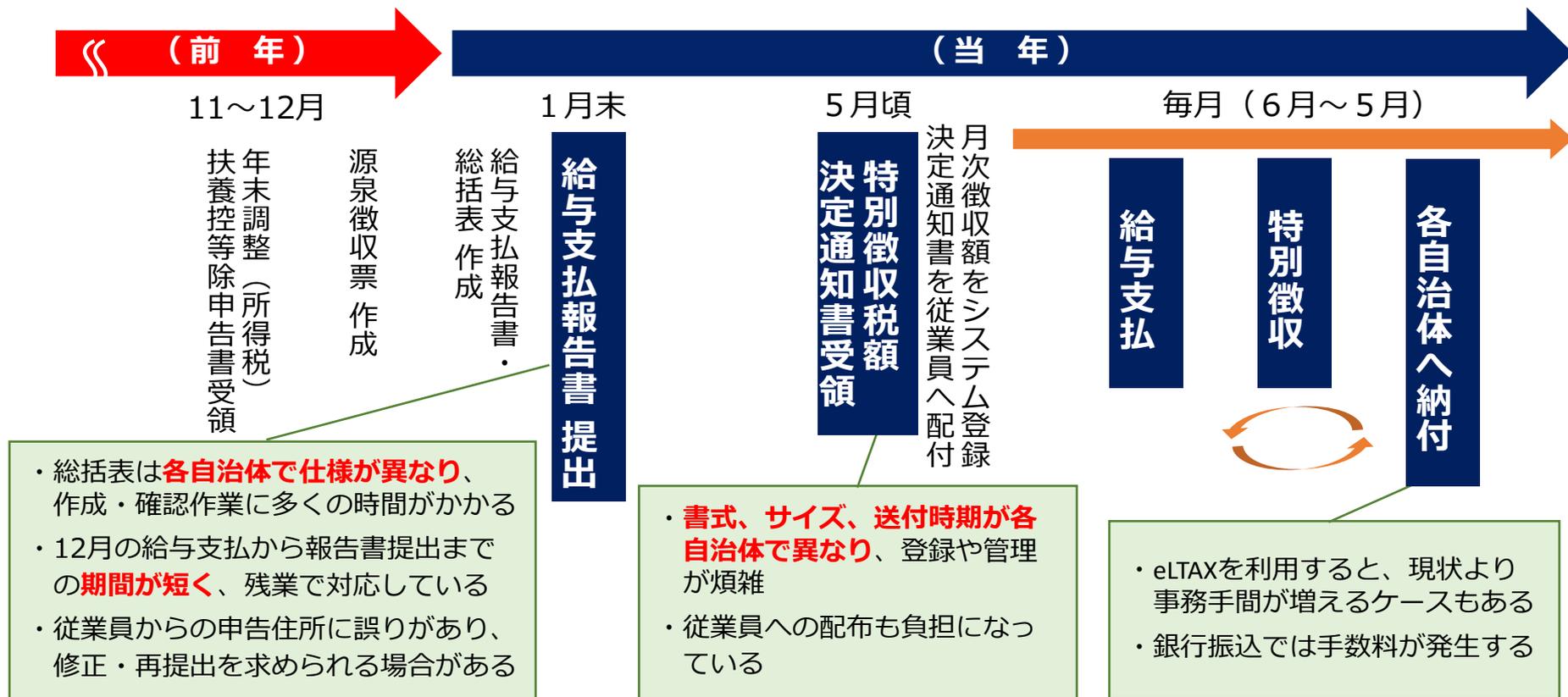
資料1 個人住民税の現年課税化について（加藤構成員発表資料）

個人住民税の現年課税化について

2024年 8 月26日
日本商工会議所
理事・産業政策第一部長
加藤 正敏

1. 特別徴収事務に係る事業者負担の現状

- 事業者は既に負担している特別徴収事務のみでも対応に苦慮しており、現状以上の負担増は受け入れられない



期中の変更	対応
中途入社	特別徴収切替届出(依頼)書または給与所得者異動届出書を提出(翌月10日まで)
退職・休職・死亡など	給与所得者異動届出書を提出(翌月10日まで)

2. 中小企業におけるバックオフィス体制の現状

- 中小企業の3社に2社が人手不足を訴える厳しい状況 (図1)
- 7割超の事業者が1人でバックオフィス業務を行っている (図2)
- 6割超の事業者において、専任の従業員がおらず、代表者や営業担当者等が経理業務も担当している。また、事業規模が小さいほどその傾向が強い (図3)

【図1：人手不足の現状】



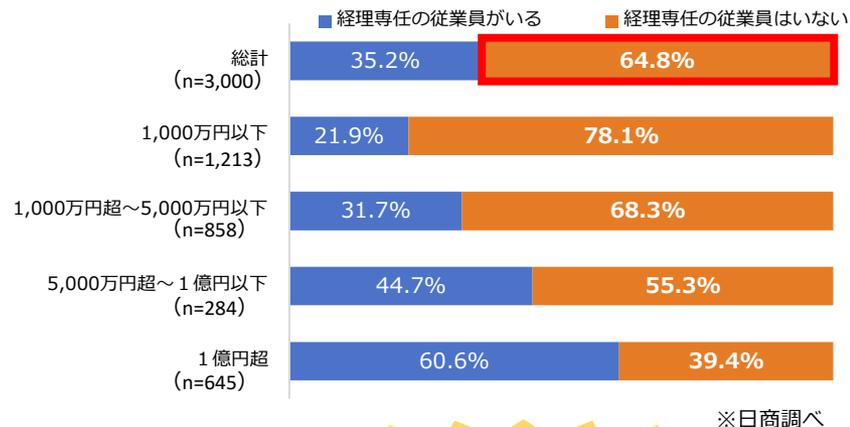
出典：日商「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」
(2024年2月14日)

経済活動の再開に伴い
慢性的な人手不足が再燃

【図2：経理業務の従事人数】 (n=3,000)



【図3：経理専任従業員の有無】

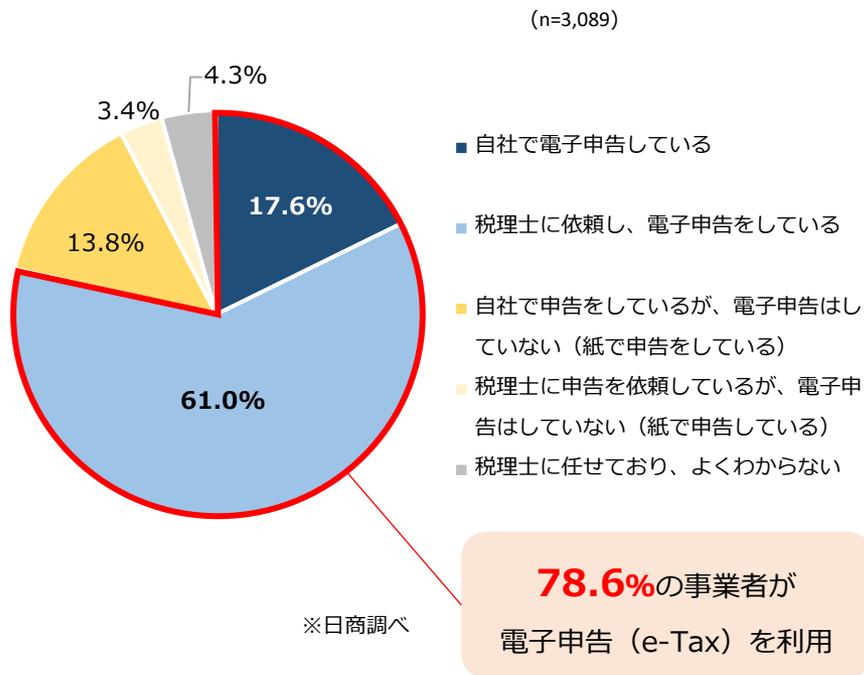


バックオフィス業務に
人的資源を割く余裕がない

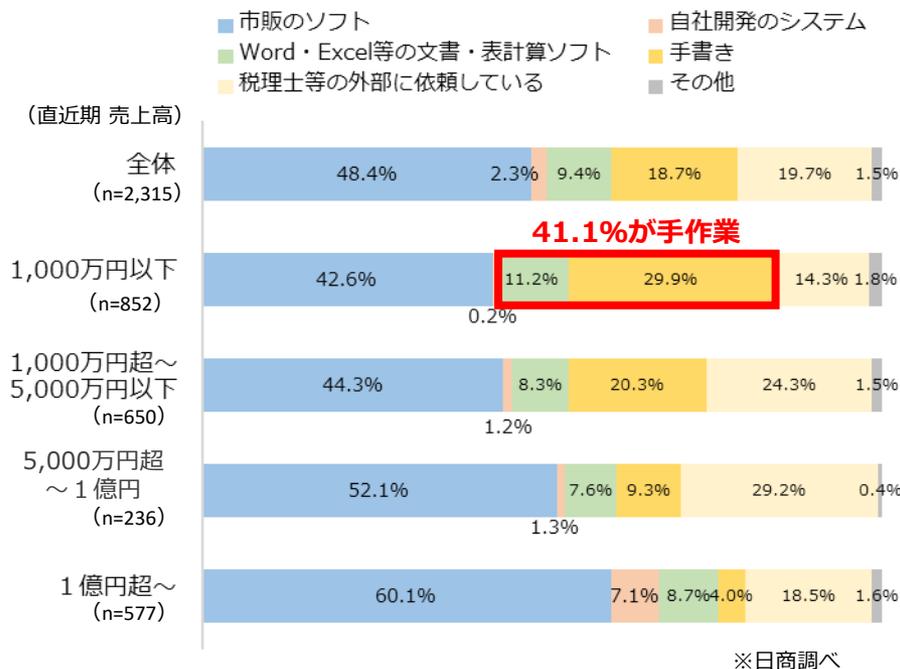
2. 中小企業におけるバックオフィス体制の現状

- 約8割の事業者が電子申告（e-Tax）を利用している（図4）
- そのうち、特に事業規模の小さい事業者においては、約4割が手作業で日々の経理事務を行っており、電子申告（e-Tax）を利用していることをもって、業務の電子化が進んでいるとは言い切れない（図5）

【図4：電子申告（e-Tax）の利用状況】

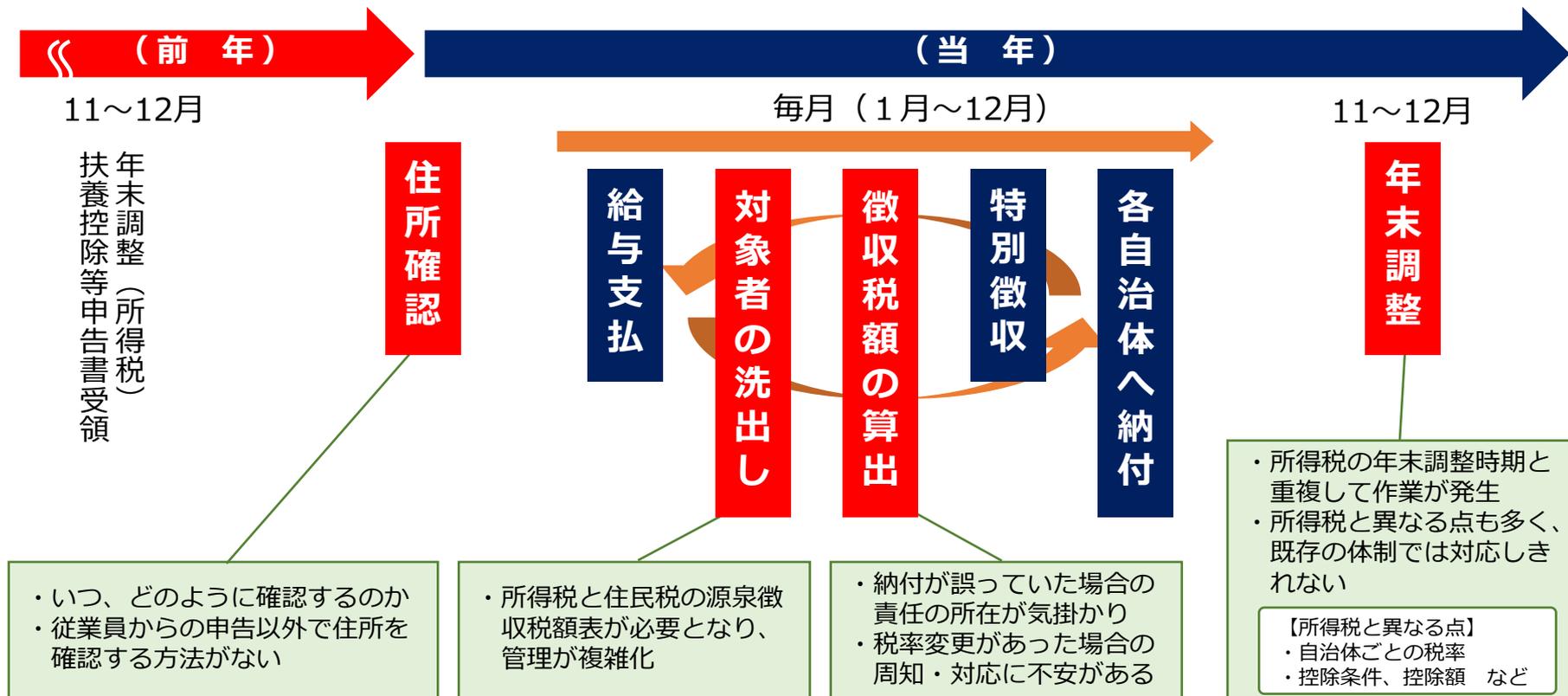


【図5：e-Tax利用者における経理事務の電子化の状況】



3. 個人住民税の現年課税化に係る事業者の負担 (所得税方式の場合)④

- 所得税と同一フローだとしても、納付先が異なることや控除内容に違いがあることから、既存の体制のままで対応することはできない



年末調整事務を除いても
事業者負担が大幅に増加する

4. 個人住民税の現年課税化に係る事業者の声

バックオフィス業務の負担に関する事業者の声	業種	従業員数
<p>これ以上バックオフィスの事務負担が増加すれば、スタッフの増員を検討せざるを得ないが、その人員を営業活動に充てることができれば、収益が増加し、国全体として納税額も増えることに繋がるのではないか。</p>	卸売業	64名
<p>労働集約型の産業では、従業員の出入りが激しく、現状でも扶養控除等申告書の未提出・誤記が頻発している。1月1日時点の全従業員の住所を正確に把握することは難しい。</p>	タクシー業	230名
<p>300以上の自治体に給与支払報告書を紙媒体で提出している。各自治体の仕様が異なることで、多くの負担を強いられており、まずは仕様を統一してほしい。 また、現状の年末調整業務だけでも、4名のスタッフでそれぞれ30～50時間/月の時間外労働を実施して対応している。これ以上の負担増は受け入れられない。</p>	食品製造業	約1,000名 (グループ含む)
<p>定額減税の実務においても、所得税と住民税で対象や制度設計が異なることで対応に苦慮した。</p>	建設業	14名
バックオフィス業務のデジタル化等に関する事業者の声	業種	従業員数
<p>国が制度を変えるたびにシステム変更や新システムの導入を強いられている。在庫・発注管理から経理・財務まで一元化出来れば手間は減るかもしれないが、小規模零細企業にとってはシステム導入費用をペイ出来る見込みがない。補助金を活用しても自己負担は発生するため、制度変更の負担は大きい。</p>	卸売業	3名
<p>バックオフィス業務のデジタル化がすべての人に合っているとは言えない。自由に選択できる幅がないといけない。</p>	建設業	7名

5. 現年課税化による効果

- 過年度の個人住民税検討会報告書では、下記のとおり現年課税化の目的が記載されているが、現年課税化によりメリットを享受する納税者は限定的であり、ニーズは少ないと推察される

平成18年度個人住民税検討会報告書（抜粋）

- ・ 所得発生時点と納税の時点を近づけることにより、特に前年より所得が減少した者の負担感が減少する。
- ・ 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。
- ・ 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。

令和3年度個人住民税検討会報告書（抜粋）

- ・ 定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては、税の負担感が重くなる。
- ・ 働き方の多様化が進んでおり、（中略）毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功序列型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。
- ・ 1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税することができない。

現年課税化による効果

- ①前年に比べて収入が大きく減少した場合の負担感軽減
 - (1)定年退職翌年や年俸制における減俸時等のケース
 - (2)コロナ禍等による急激な所得減少のケース
- ②徴収漏れへの対応

6. 商工会議所の考え方

- 個人住民税の現年課税化は、未曾有の人手不足に見舞われる中小企業・自治体の双方に多大な事務負担を押し付け、生産性を低下させる極めて影響の大きい制度変更
- また、全ての国民・企業・自治体のうち、現年課税化を望む者がどれだけいるのか、定量的に示されたこともなく、そもそものニーズがどれだけあるのかも不明
- 上記を踏まえれば、現状の仕組みのままでの個人住民税の現年課税化は反対と言わざるを得ない。なお、現年課税化を進める場合においては、企業の追加負担がないようにすることが必須である

日商「令和6年度税制改正に関する意見」（2023年9月）抄

● 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。（略）現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。（略）個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのDX化・納税環境整備が不可欠である。

● 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること（以下、略）

 **日本商工会議所**

令和6年度第2回個人住民税検討会

令和6年8月26日

- 1 日 時：令和6年8月26日(月)14時00分～16時00分
- 2 場 所：総務省 低層棟101会議室
- 3 出席者：林座長、石田構成員、小畑構成員、加藤構成員、小西構成員、坂巻構成員、柴田構成員、末吉構成員、鴫田構成員、藤原構成員

4 議事次第

(1) 開会

(2) 個人住民税における現年課税化について

－各企業における源泉徴収や年末調整に係る対応状況（構成員からの発表）－

(3) 閉会

5 議事の経過

- 議題「個人住民税における現年課税化について－各企業における源泉徴収や年末調整に係る対応状況－」に関して、小畑構成員、加藤構成員から発表の後、意見交換が行われた。

(議事概要)

- まず、本日、議題としていただいております所得税並びに住民税の関連事務に関する現状の企業の対応状況というところから御報告させていただければと思います。

経団連の会員企業十数社に実情を個別にお伺いした内容を本日は御報告させていただきます。各社とも、この所得税・住民税に関するところは税務部門ではなくて人事部が担当しておられるという状況でございまして、大体お話を伺った企業は従業員数が数万人規模でございますが、通常の所得税・住民税を担当している従業員の方は数名程度という状況でございます。ただ、所得税で言えば年末調整、それから住民税で言えば特徴通知の配付とか、あるいは新年度の住民税額の反映とか、繁忙期には非常に作業工数が増えるということもあり、他部署あるいは業務委託先などの協力を得ながら数十名規模で対応しています。特に住民税関係では、企業によっては500を超える自治体との関わりが出て

くるということで非常に宛先がたくさんある状況でございます。

また、近年、電子化も随分進めていただいておりますが、やはり、なお手作業が必要な部分もかなり残っているということです。例えば、ダイレクト納付をするという対応をしているけれども、現在の仕様では給与所得分と退職所得分、これを合わせて納付することができないので、退職所得分については手作業でやっているとか、あるいは転職に伴う特別徴収の継続に係る異動届出書には先方の企業の情報も必要であって、これの対応も手作業が必要とか、あるいは住民税の切替申請書はe L T A Xで提出させているのですけれども、データのC S Vの取り込み機能がないため手作業で入力しないといけないとか、あるいは、この5月から6月にかけて特徴税額の変更通知書が各自治体から五月雨式に送られてくるが、その媒体が紙で送られる自治体と電子媒体で送られてくる自治体ではらばらということでありまして、自治体によっては紙と電子、両方で通知いただけるというところもあるのですけれども、場合によっては紙の内容と電子で来る内容が一致していないということもあって、その確認作業というのも結構生じているということです。これらの点について、統一的な処理ができるという意見や意見を会員企業各社より伺っております。

本題でありますところの現年課税化に関する受け止めでございます。こちらについては現行の仕組みで危機的な状況にあるとは認識していないということで、押しなべて、何で現年課税化しなければいけないのかという反応であったので、本当に現年課税化するという場合にはよほど納税者あるいは特徴義務者、こちらの納得が得られるように制度の必要性から丁寧に説明していくプロセスが必要なのだろうなというふうに感じたところでございます。

それから、現在提示されております所得税方式と市町村精算方式のどちらがいいですかということなのですが、これはもう決定的に反応がありまして、所得税方式は企業の実務負担の著しい増加が予想されるということで、とてもついていけないというお話でございました。例えば、年末調整時に自治体ごとの均等割とか非課税限度額とか、独自減免とか、こういった情報をシステムに取り込んだ上で住民税計算をするということはとても耐えられないということでありまして、また、扶養親族分の年収を企業側がなかなか把握できないということで、結局、自治体側で再度計算が必要になってくるのではないかと指摘もございました。また、その報酬、原稿料等の支払い時における住民税の源泉徴収についても先ほどと同じく、自治体ごとに税率も含めてまちまちであるという

ことで、その計算はなかなか難しいということでありました。また、市町村精算方式においても、今度は追徴や還付が多発するのではないかということで、これまた自治体側で非常に工数がかかるのではないかという指摘もあったところでございます。

そういうことで、本当に現年課税化するというのであれば、住民税の制度を抜本的に見直すということが必要なのではないかということで、例えば、賦課課税方式から申告納税方式へ変えるとか、あるいは住民税は所得税の付加税とすると、自治体の独自課税部分については特別徴収を行わないと、直に納税者とやってくださいというぐらい思い切ったことをしないと、なかなか実務的には回らないのではないかという反応でございました。

今のところでもかなり触れましたけれども、現年課税化についての主な課題点でございます。こちらは押しなべて意見が集まっているのは、年初における住所の把握を企業が行うということについて大きな懸念があるということです。それを企業側の責務とするということになりますと、誤った自治体に納付をする可能性もございますが、正しい納付先への振替処理や、さらにその期間の延滞税の負担も企業が負うことになるのかといった懸念もあるということで、非常に問題意識が高かったというところでございます。具体的には、現状、企業側は従業員の住所については申告していただくしか方法がなくて、現状でも自治体側で修正をいただいております。ですので、仮に所得税における扶養控除等申告書で把握される情報でも差し支えないと割り切っていただくということであったとしても、現状の扶養控除申告書でも申告漏れや記載ミスが多々生じているということで、正確性を期すのはなかなか難しいということでありました。そうすると、従業員から年初の住所を証明するための住民票の提出を全員に求める等の対応を取らざるを得ないわけですが、そうすると、そのための作業が新たに発生します。従業員もずっと同じ住所に住んでいるわけではなくて、引っ越し等も多々起こるわけですので、毎年、従業員全員から住民票の提出をしてもらう等の対応も必要となってくるかもしれないということで、かなり実務的には難しいなということでございます。

また、現状の自治体とのやり取りでは1月末の給与支払報告書をもって課税地に対して給与情報の提供を行っているところでありますけれども、やはり提出後に自治体間の課税資料の転送等によって課税地が変更されるケースも結構あるということであります。これがいきなり現年課税化されると、課税地が確定する前に1月分については給与支払報告書の提出先に納税するということが発生してしまうリスクが起こってしまうという

ことで、これも問題であるという指摘を多々いただいております。何よりもこの現年課税化に当たっては年初の住所地の確定、これが極めて障害になるという指摘でございました。

また、先ほども申しあげましたけれども、自治体間で県民税と市町村民税の課税比率が違うとか、あるいは独自課税があるとか、均等割とか、非課税限度額の相違もあるとか、いろいろ制度の相違があるということで、それらを全部加味して源泉徴収をするのは実務的にはかなり難しいということでございまして、将来的に総務省が各自治体のそういった課税情報を住民税の計算方法を全部取りまとめてデータベース化して、それを企業が取り込んで計算すれば、一発で計算できるというような仕組みでもない限り、なかなか難しいのではないかという印象でございました。

それから、実際に移行するとなると移行年における事務負担ということで、もうこれはかねてからこの検討会でも指摘されている事項に尽きるわけなのですけれども、納税者にとっては二重課税が発生するのではないかというところが一番懸念されます。それとともに、企業側としては、移行年の1月から5月分の徴収の取扱いをどうするのか、源泉徴収を一方で走らせながら、前年から続いているところの1月から5月分も両方徴収するのかというところが問題意識としては結構上がっていました。現行制度の最終年は12月で全部打ち切って1月から5月の分は徴収しないということが一番簡単ではないかというお話もあったところでございます。それから、移行するに当たっては、全ての自治体が足並みをそろえて一斉に行っていただく必要があるという指摘もございました。

最後になりますけれども、マイナンバーとかeLTAXをさらに活用できないかという点については、やはり先ほどから問題として上がっております住所の正確な把握について、マイナンバーの活用、つまり、マイナンバーの提出の義務化がなされれば、そこにひもづいた住所情報をeLTAXに取り込み、その中でどこが納付地なのかということ振り分けていただくと、企業側の負担は相当程度解消できるのではないかということでございます。また、納付とか還付について、将来的課題でございませけれども、マイナポータルにおける公金口座の登録を義務づけるということで、相当自治体側の作業も効率されるのではないかということ、さらに、最終的には特別徴収も廃止して、マイナポータルに登録された公金口座を通じた自動引き落としが実施できるようになれば、非常に業務は簡素化されるのではないかという指摘もあったところでございます。

- 企業側の印象は今お話ありましたお話とほぼ一緒でございます。規模感が違うという

ことになりますけれども、手間の話とかはほぼ一緒でございます。右上に①となっております1ページを御覧いただくと、特別徴収事務に係る事業所負担の現状ということで、これは皆さん御存じのとおりかと思えますけれども、上にまずメッセージとしては、もう既に事業者としては既に負担している特別徴収事務のみでも対応に苦慮しており、現状以上の負担増は受け入れられないというのが私どももヒアリングした中での声でございます。中小企業、千差万別でございます。従業員が少ないところもあれば、多いところもあるのですけれども、私どもが聞いた中で一番大きかったのが食品製造業ですが、従業員1,000人で自治体が300か所で、ただ経理は4名ということで、特に12月から1月にかけてはフルフル残業ということで、かなり大変であるというような話を承ったところでは、1ページの真ん中の左から右のほうに前年、当年ということでございますけれども、まず、様々な壁がございますが、1月の給与支払報告書提出のところでは、御存知のとおり、12月の給料日から年末年始休暇を挟んでというか、そこはお仕事ができないわけですが、その上で1月末ということで非常にタイトな中で作業をしているということでございまして、特に左の緑色のところにありますけれども、総括表は各自自治体で仕様が異なりとか、12月は期間が短いとか、あと、従業員からの住所、先ほども出ましたが、誤りがあって修正、再提出ということで、かなり大変であるというお話をいただいております。また、5月のところですが、やはり先ほども話が出ました書式、サイズ、送付時期、各自自治体で異なりということ、また、従業員の配付も負担ということでございまして、あと、右側、各自自治体の納付でeLTA Xを利用するとかえって事務負担が増えるとか、手数料が発生するというような話もございまして。あと、中途入社云々もございまして、今でも大変であるということでございまして。特に各自自治体で異なるというのが本当にネックで、さっきもお話がありましたが、基本、事務の効率化、合理化するというのは大体普通、標準化するものですので、今、自治体ごとに異なるということは本当に大変なので、現年課税するしないにかかわらず、こういう統一はぜひ総務省さんの音頭取りでもらいたいと思います。地方分権とか課税自治権とか、いろいろな概念はありますが、御存知のとおり、人口は減っています。働く人も減っている中で現状がどんどん変わっているのに仕事の仕方は変わらないというのは基本ナンセンスだと思いますので、まさにこの検討会を通じて、現年課税を目標にしつつも、そもそも各地方で異なるものを極力標準化するというメッセージを出していただくと非常にありがたいと思います。

2ページです。中小企業におけるバックオフィス体制の現状ということでございませ

て、要は人が少ないとか、経理事務の専任対象も少ないというような、もう人がいませんというのが2ページです。3ページが、今度はIT系です。左側にe-Taxの利用状況ということで、78.6%が使っていますと言っていますが、実態はこの円グラフの下の水色の部分です。要は最後、税理士さんが電子申告をしていて、e-Taxを使っていますというところで、では、その前段階はということで、右側の図5でございませけれども、経理事務、特に小さい企業、売上げが1,000万円以下なんかはもう4割が手作業ということで、なかなか電子化も進んでいないという、そんな状況で、人手に頼っているということになります。

4ページです。現年課税化に係る事業者の負担、これは所得税方式の場合というふうにしております。先ほども詳細な話がありましたが、ここにも書いてあるとおり、様々な壁が出てきます。住所確認もそうですし、対象の洗い出しとか、徴収税額の算出、年末調整ということで、今でも大変なのに、これ以上負担するのはしんどいということです。

5ページが事業者の声ということでございまして、一番上なんかはバックオフィス業務、事務負担が増加すれば、スタッフの増員を検討せざるを得ないけれども、そもそも本来はこれ、コストセンターにお金をかけるよりは営業活動、プロフィットセンターにお金をかけたいという話もございませし、2番目は住所の話、3番目が先ほど申し上げた食品製造業ですけれども、300以上対応していて大変ですというようなお話がございました。あと、ただでさえ、今は定額減税でもう本当にひいひい皆さん言っていて、もう二度とこんなことはさせないでくれというようなお話がございませ。その下はデジタル化の部分ですけれども、小さい企業のデジタル化はなかなかしんどいなというようなものでございませ。

6ページは現年課税化による効果、要はメリットが誰にあるのですかというところで、事業者側からすると、今のままでいいのではないかというのが中小企業の声ということでございませるので、何らかのメリットを受ける方もいると思うのですが、このメリットを受ける方と、要は費用対効果が本当に合うのかということになります。

7ページが商工会議所の考え方ということで、今申し上げたとおり、とにかく事務負担をどうするかというのが最大の大きな課題かと思ひませ。昔と違ってとにかくもう今は人手不足で、とにかく省力化、効率化しないといけないうちで事務負担を増やすのですかということになるろうかと思ひませ。ですので、現状の仕組みのままでは本当にしんどいので、先ほども話がありませが、本当に抜本的に制度とか業務フローを変えると、そ

れぐらいしてお互いの負担がないと、これ以上増えないという中で現年課税ができるということであれば、多分ハッピーなエンディングになるのではないかという気がしております。

- 細かいフローについても教えていただきまして、ありがとうございました。まず、現年課税化に向けての課題は、1月1日の住所の仕組みのままであったとしても、それをどうやって確認するのか、また、それは結局、責任をどうやって果たすのかということになるので、賦課課税なのか、申告納税方式なのかを考えないといけませんし、ペナルティーとして現在賦課課税方式の下では過少申告加算税などは課されないわけですがけれども、延滞税があるというところで、適正に住所を把握しないと、企業側に延滞税がかかってしまうというところ、よく理解いたしました。

考えないといけないところあるというところですがけれども、まずは確かに伺ったとおり、給与支払報告書の総括表が1つと、もう1つは特別徴収の通知書の様式がばらばらであるというところ、伺って初めてそうなのかと知ったのですがけれども、この統一化というのはもしすぐにできるのであれば、それに向けて、ぜひ統一化していただきたいのですけれども、どういったところに統一化できない課題、何かあれば、議論をしていただきたいなと思いました。

- 書式の統一化は以前に別のところで、いわゆる事業税がやっぱり47種類あるというのはかなり企業の方から言われました。ましてや市町村なので1,700あるわけです。これは別に現年課税云々の話ではなく、そもそも統一ができていたらいいというのはずっと企業の皆さんはおっしゃっていた話だと思うのですがけれども、途中でお話が出た、分権だとか、要するに国の言われたとおりにやるのではなくて、地方が独自に課税をしてというところというものは非常によく分かります。ですがけれども、この統一化はなぜ今までできていないのですか。これは自治体としてもそれぞれ作るほうがいいのか。

- 補足として令和7年度末までにシステムの標準化がされる。
- そっちで統一化はされていくのですか。
- 国の二重業務でそれぞれのシステムを統一化していきましょうという中で機能要件の統一化とともに帳票、レイアウトの統一化ということも含まれておりますので、まさに皆様からいただいた御指摘や課題感を踏まえて今後、令和7年度末までに一応1,741団体が個人住民税について標準化システムに移行していくと。もちろん、個々別々の団場でちょっとスケジューリングがありますので、せーので入れ替わるかということ、またちょ

っと別ですけれども、大体のスケジュール感としてはそういう形にはなってございますし、また、eLTAxを導入して申告率を上げていきたいと思いますところも結局、同じ様式で提出できるというのが一つのストロングポイント、利点ではあったところで、恐らくいただいている企業さんと、先ほど1,000名程度のところございましたけれども、紙媒体で多分全部出されているがゆえに様式が違うという課題に直面されているというところもあるのかなというふうに、ちょっと聞いていて感じました。

- eLTAxですと、企業側が情報を入力して紙で企業さんがプリントアウトをして提出するのですか。
- いえいえ。
- データでそのまま提出すると。なので、eLTAxを使えば、書式が今ばらばらというのもeLTAxを使われている方は特に問題も生じていないということか。
- そうなります。
- これはシステムを統一するときに、自治体側のシステムというか、ハードの問題もありますよね。自治体は、1,700の自治体がせーので行けるのですか。そもそも自治体が電算化していくとき、一番最初は給与ですよね。やっぱり早いところは早く電算化していくけれども、遅いところはいつまでも給料を手渡しでやっていて、だんだん進んでいったときに、早くやったところが全部更新しないといけないので、結局遅れていたりして、何か外から見ていて、それぞれにどうしたら一番いいのだろうと自治体が一生懸命それぞれ考えていらっちゃって、どこかで1か所で考えて、みんな同じものを使ったら、検討会は1つでいいのではないかと思いついていたのですけれども、その辺りの、今、令和7年度とおっしゃっていただいたのですけれども、自治体側は大丈夫なのですか。
- 横浜市の場合は、今おっしゃっていただいた令和7年度末までに国が示す標準仕様に基いたシステムを導入しなさいという、これはもう全自治体がそういうふうに言われていて、今、横浜市が目指しているのは令和8年1月、だから、令和7年度中に新システムに移行するというので今まさに構築をしているというようなところ。他自治体さんがそれに間に合うように言っているのかどうかというのはもちろん、全自治体の情報があるわけでもないのですが、噂によれば、間に合わないというところもあると聞いています。なので、令和8年、7年度末までにももちろん準備できる自治体もありますが、一気に皆同じスタートになるかどうかというのはまだちょっとよく分からないという印象だと思います。

- 県でそういう統一システムをするとき、結局、業者は2社さんぐらいしかないのです。結局、県で言うと、47しか顧客がないので、そんなにいろいろ入ってくる余地がない、要するにパイが大きくなるわけじゃないので、市町村になれば1,700だから。
- そうですね。今回、都道府県が関係ないとは言いませんけれども、主に市町村の話になりますので、そうすると、横浜市みたいにちょっと大きい自治体は頼めるベンダーさんが限られるのですけれども、小規模の自治体であれば、幾つか選ぶ余地はあるのではないかなど。ベンダーさんが標準仕様はもう公開されているものですので、それに基づいてつくった仕組みをパッケージソフトとして購入するというのが思い描いている形なのかなというふうに思います。
- 横浜市さんは日程という面では間に合うだろうというようなお話だったのですけれども、実は松戸市の方は、今、住民税のほうを取り扱っていますシステムの方がこの事業から撤退をするというふうな申出がありまして、なので、そういった部分で1社だけうちでやるよというふうに手を上げていただいているところがあるのですけれども、正直に言うと、日程的にはちょっと間に合うのは難しいかなど。ただ、いつまでも先延ばしにはできないので、早急に、遅くても1年後には統一化ができるように、仕様のとおりにできるようにというふうな段取りは今進めているところです。
- 標準化についてはおっしゃっているように、全国的にはそれに合わせていくということですが、今おっしゃっていた総括表というのは、猪名川町で言いますと、今までの実績のある会社さんと猪名川町独自の特別徴収義務者指定番号とを、ひもづけていく作業をしているのと、あと、1月末でいただいて、5月に通知するのですけれども、その通知時の住所がこれまでの企業さんの住所と変わっていないのかどうかというのをチェックするために総括表というのを12月頃に送りまして、それを1月末の給与支払報告書提出のときに一緒に出していただくという、そういう意味合いです。ですので、その様式が今各市町によって、ほぼ同じように思うのですけれども、ちょっと私も他市町さんのはあまり見たことないので、そこが違うのだろうなということなのだろうと思います。
- 標準化、統一化、システム化、やはりこれはコストの問題なのだろうとっていて、ここだけでなく、現年課税の問題、課税方式の問題って基本的にコストの問題なのかもしれないと聞いていて思いました。コストの問題と言えば、書式の問題だけでなく、課税制度そのものの統一化というんですか、そこもちょっとした凸凹があると、きれいにシステムに乗ってこないような気もしました。

それともう1つ、コストで言えば、デジタル化すればバラ色かと言うと、なかなかで、最近、いろいろな制度変更、電子帳簿保存法とか、インボイスとか、いろいろな変更がありましたけれども、足元ではというか、ここ一、二年はデジタル支出に関して恐らくコスト的に考えれば、支出先行型で大赤字だと思います。中長期の長い目で見ると、デジタル化は各企業、事業所のプラスに恩恵はあると思うのですけれども、支出のデジタル化は非常に高コストなところがあるところは無視できないというふうには思います。それはもう行政も事業所も一緒、同じことだろう。ただ、放置していていい問題ではありませんので、取り組んでいかないといけないのですけれども、事業所側の本音からすると、そういったところはあるのかなという気がしています。

- 今お話しただいて、所得税の源泉徴収というのが非常に企業にとってはコストになっていて、かつそこに地方税、多様な地方税である住民税がさらにのしかかってくると、とても企業としては耐えられないというお話だったと思うのですが、事業者の側にもこの現年課税化がメリットになるように進めていくためには、やはり今お話があったように、所得税と合わせて住民税の在り方をどう考えていくかというところに踏み込んでいかに得ないのかなというふうにお話を聞いて考えておりました。

冒頭で賦課課税方式と申告方式というお話があったと思うのですが、住民税は今のところ、所得税の申告を受けてという、徴収していくという形になっているのですが、地方税である住民税という特質を残しながら、所得税と合わせて簡素化していく方向にしていかなければならないのかなというふうに思いました。

- 構成員の皆さんの御意見をお伺いして思ったことですが、まず、徴収の事務といいますか、具体的なフローみたいなところをあまり研究者は現実をよく知らないという、様式が違うと言われたら、確かに違うのかなと思いながら、具体的にあまり見たこともないというところと言うと、実際やっという方々から教えていただくというところは多いかなと思っております。恐らく様式の違いで僕が知っているのは住民税ではないのですが、自動車税の納税通知書でさえ、いろいろな地域から送られてくるが、様式や色も違い、固定資産税も違うと。また、送られてくるタイミングが違うときもある。恐らくその程度の違いというのは何ら課税自主権の話ではないだろうと。統一したからと言って、何か失われるものがあるとはとても思えないということは思います。

先ほどから少しお話が出ているのは、様式を統一するというのに合わせて、でも、実際に課税自主権の話になってくると、標準税率をベースにしてそれぞれのところで税率が

違ったりする部分、あるいは自主権ではないかどうか分からないのですが、応益課税ということで、所得控除などの金額も、所得税と違うところもこの際と一言で言っているのか分からないのですけれども、簡素化していく方向を検討するのか、そこはそこでそのままなのかというのももしかしたら議論をしてもいいのかなと。ただ、それを統一することでどれぐらい事務負担が軽減されるかというのもちょっと想像がつかないところもあるので、どの程度標準化なり、簡素化、簡略化すると負担が減るのだろうというところはまた教えていただければと思うところがあります。

デジタル化が高コスト化というのは確かに実感としてはもうそのとおりだなと。ただ、本来デジタル化で逆だったはずなのというのは現実そうになっているところが多分、これは各地で起こっているのかもしれないですけれども、そうすると、もう少しデジタル化というものは本来、多分高コストではない方向にあるべきものだろうと思いますので、本来、省力化を図って低コスト化のはずなのに、どこで余計な高コストになっているのだろうかというのは確認してみてもいいのかなと思います。

その賦課方式、申告方式というので言うと、もし現年にして源泉徴収の所得税に合わせていくとなると、その段階で同じスケジュールで特別徴収という、多分、今のままの発想だとなかなかなじみにくいのかな、やっぱり源泉なのでとなると、では、そこに合わせた形でだと、どっちなのだろうというのはすぐに思いつかないのですけれども、検討してもいいのかなと。あるいは、場合によってはその賦課期日、過去いろいろ経緯があって、今、1月1日となっておりますけれども、これも必ず1月1日なのかという、もしかしてこれを変更することで何かいいことがあるのであれば、そこも含めて考えてもいいのかなと思う。ただ、1月1日というのはたしか一番移動が少ないときを選んでここにしているところもあるのかなと思います。とはいえ、スケジュール感も含め、その後のスケジュールも含めてかと思しますので、それをもし現年にしたときには、ほかがいいというのがあるのかどうかというのもいろいろなところから少し考えてみていいのかなと思いました。

- ありがとうございます。いろいろな視点の議論ができていますかと思えますけれども、今出たデジタル化、我々も見ていて、デジタル化ありきで、これがデジタル化できたら便利と言いながら、それがデジタル化していくのではなくて、先にデジタル化して、これをどう使うか考えるみたいになっっている印象は、いろいろな自治体で思います。かえって、コストがかかる。それも初期だけなのか、ずっとかかるのかにもよりますよね。初期

にコストがかかっても、長い目で見たら、大分人が減ったということになるのかもしれないので、そこはちょっと期間も必要な話かもしれません。

いずれにしても、先ほどの御報告を伺って、現年化にしろ、どういう形にするにしろ、結局法律で縛っていくことになります。そのため先ほど定額減税がすごく手間で、こんなことは二度としないいただきたいとおっしゃってしましても、議論の前に定額減税はこういう方法でやろうと思うが、どうでしょうかという話があったら、そんな手間になることはやめた方が良くみんな言ったと思います。しかしながら、決まったら仕方がないという形です。そのため、極端なことを言うと、この現年課税はいろいろな面が生煮えだが、こういう形でやるという法律が通ってしまったら、現年課税をやったら、企業にこんな負担をかけるよねというのが後から出てくるみたいな話になるのではないかと考えるが、そういう混乱は避けるべきだろうと思っています。

現年課税のメリットの話も何度も出ています。そもそも現年課税をやらないといけな
いのかという意見はありますが、なぜやるかと言うと、例えば、外国人のケースや、働き方が多様化する中で公平に税制をしていかないといけな
いとか、税収漏れが看過できないような状況になっているという話だ
と思うのです。我々、研究者もそういう視点はあ
るのです。だけれども、これは悪い意味じゃなくて、事業者の皆さんからしたら、税制が公平かどうかというのは多分、社会としては大事なことだけれども、二の次になると考えます。あるいは税収が漏れている状態をちゃんとするのは行政の仕事であろうという話になると
思います。その意味で言うと、何らかを公平にするためにこれだけの負担をして
くださいよという話がどこまで通じるかだということはあると思うのです。

その意味で言うと、やっぱりそこの税収確保や公平性の向上というものの第一義の責任は課税庁側にあると思います。そのため、公平にするために企業の方も御協力をお願いしますというの
はもちろん必要なことですが、それが前面に出ると、今日のお話の
ことをクリアできないと思うのです。そのため、多分企業の皆さんでも、例えば、一納
税者としては何か逃れている人がいるのはよろしくない状態であるとか、住んでい
るところとちゃんと合うほうが良いというのは個別に言えば、そのほうが良いという話になる
と思うのです。だけれども、今現状、これだけ事務負担しているのにと
いうことを前提に行くと、これ以上の負担は厳しいという話になると思うので、そこのある種の責任主体の
ところは、私は行政側、課税庁側にあるのだろうなというふうに
思います。

さっきの様式の統一もそれぞれの自治体の立場としては非常によく分かります。前に

この検討会で金融の課税で、申告不要、所得税は申告するけれども、住民税は申告不要と
いうのができる状態で、私は全部が全部、国税と合わせるのではなくて、地方は地方の独
自でということで、所得税と必ずしも合わせなくていいというふうになったのではない
かと思うのです。そこが今回、令和6年から所得税と同じ課税方式に変わりましたよね。
それは結局、所得税でその方法を取ったら、住民税もその方法ですよというふうにある種
国に従ったというか、国にそろえたということなのですからけれども、ただ、私はそれで何ら
地方自治が、地方分権が侵害されているとは思わないのですけれども、そういう意味で言
うと、そろえることはそろえましょう。さっきの電子化してしまえば、全部そろえるかも
しれないけれども、その辺り、別に、ここはちょっと住民税の検討会ですからけれども、今話
が出た自動車税とか、そういう紙でやっているものもまずそろえましょうよというのが
ちょっと別のところでもあっていいのかなと思います。所管は都道府県税課でしようけ
れども、事業税の申告書をそろえてよという話がやっぱりあっていいのだろうと。それ
を見たら、そういうふうにそろっていくならというふうに、企業の方もおっしゃって
いただけるのではないかなというふうに思います。

すみません。私、ここからこれまでずっと見てきていて、このハードルを越えないと、
何でやらないといけないのという話に結局立ち返ってしまうんです。私が結構長くやっ
ている間でも外国人の話とか、副業の話とかって、問題はこの検討会をずっとやっている
間に大きくなってきていると思います。なので、それは何とかクリアできる形にしていく
必要があると思います。

それから、さっき言われた控除ですよ。そもそも課税最低限みたいな話が、最低賃金
を上げるのに課税最低限はそのままがいいのというのは、僕、ずっと思っているのですけ
れども、結局、時間調整されるだけです。時給が上がっても時間を減らして同じ金額にそ
ろえるという主張だけなので、その辺りの議論も少し、所得税も含めてですけれども、問
題提起もしていかないといけないのかなというふうに思います。必ずしもそろえたから
といって、僕は簡素化するとは思えないのですけれども。例えば、税率表、昔、消費税が
入るときの所得税って物すごく2%刻みで、小刻みで、それを50%までの10%置きに
したのですけれども、ただ、結局、税率表を変えても、結局、税額計算というのは1本で
やるので、その都度電卓を叩いてやっているわけではないので、税率表自体って見た目は
簡素化だけれども、別に税額表自体がよく使われる簡易税額表ってあるじゃないですか。
給与がこれで、扶養控除がこれだったらという表が別に変わるだけで、税率の刻みの数が

減ったからと言って、すごく手間が省けるわけではないです。研究者は楽です。研究者はその都度計算するとき、ちょっと計算が楽になるので。だから、それが簡素化されるのは楽になるのですけれども、多分、実務的にはそんなに変わらないじゃないかなと思う。むしろ、今の配偶者控除とか、いろいろなものが所得に応じてこれだけ変わるとかって、あれが物すごく手間なのではないかというふうには思っているのは、税制としての根本の話で当然していかないといけないと思うのですけれども、やっぱり1月1日の住所の話になります。今は、前もどこの方かな。ヒアリングに行ったりもして、やっぱり自治体同士でやり取りをしながら、いや、こっちは来ているけれども、こっちはすよねとか、あるいは子供さんがバイトで150万稼いでいるということをそれぞれの自治体でやり取りしていて、結局、そこで扶養控除を外れるというのが分かって、所得税のほうに行つてという話です。そこの辺りが全部、現状でも自治体でやっていて、下手したら住民税、そんなことも企業に来るのではないかとかという話も多分いろいろ考えると心配になるところなんじゃないかなと思うのですけれども、これは企業では無理です。恐らく扶養者の所得も無理ですし、御本人も副業とかやっていたら分からないですし、結局、行政側がどれだけ頑張つて網をかけていけるかという話になるのだろうというふうに思っています。

だから、あとはやっぱり行政側がさっきの公平性の向上だとか、税収漏れをなくすだとかというメリットは行政に来て、もちろん公平というのは社会全体なのでしょうけれども、ということを見ると、少なくとも、民間の事業者の方の負担が今より何らか増える方法はちょっと難しいのだろうと思っています。とはいえ、さっきも言いましたけれども、法律なので、この法律が決まったら、民間の事業者にはこれだけの仕事に来るという話が突然降つて湧かないとも限らない世の中です。なので、そうならないようにきちんと議論しておかないといけないなというふうに思っています。

- 皆さんに御指摘いただいたところ、全くもつともだと思つておまして、特に様式の統一化についてはかねてからもお願いしているわけですが、こちらで自治体さんの独自色を出す必要は恐らくないだろうと思つておまして、これまでの経緯から各自治体さんが納税者とやり取りを行う中でこうしたほうがより分かりやすいだろうとか、いろいろ御工夫をいただいた上で今の形に進化してきたのだと思つておしますので、それを否定するつもりはないのですけれども、デジタル化の中ではそういう工夫がかえつてあだになるというところも出てきてしまったのかなというふうには思つております。

また、課税の公平性とか、しっかり税収を確保するとか、この観点は全くおっしゃるとおりで重要な観点でございまして、ここをおろそかにすると、本当に日本の税制がおかしくなってしまうというふうに思っております、そこの観点は非常に重要だと思っておりますけれども、そのためにどうしたら手間をかけずにしっかり税収が公平に確保できるのかという制度の構築を考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

先ほど人的控除が所得税と別になっているという御指摘をいただきましたけれども、まさにそこはそのとおりでございまして、企業側としては所得税と人的控除は住民税で異なっていると、結局、その税額計算を2本同時に走らせないといけなくなるということになってしまいますので、できればそこを一本化していただくと、これは事務が格段に簡素化されるということにはなるのだろうなというふうに思っております。

また、デジタル化によってかえってコストがかかっているのではないかという御指摘も、まさにおっしゃるとおりで、デジタル化といっても、全てがデジタル化されているのではなくて、例えば、納付するとか申告するという、情報を送るところはデジタル化されても、その前の段階が手作業で入力しなければいけないとか、これまでは紙に書いて出せば終わりだったのが、今度は入力するという作業が発生するとか、そういうことでかえって負担が増えるということで、本来であれば、デジタル化が一通りで全てのプロセスがデジタル化されれば、人の手を介することなく、最初のところからもう情報はデジタルで全部流れていくということで、そのメリットが出てくるのだろうなということもあるんで、そういった意味でもマイナンバーの活用というのは非常にそこには情報がいっぱいひもづいていますので、それができるようになると、一歩進むのではないかなという印象を持っているところでございます。

- 現状のマイナンバーは、もちろん全部が義務化されているわけではないので、全員持っているわけではないですけども、企業のほうに提出はしてもらっているのですか。
- 企業は従業員の方には基本的に提出していただいておりますし、大方の方は提出いただいておりますけれども、全員が出されているわけではない。やはり出されない方も一定程度いらっしゃるということで、その部分はどうしようもないという現状でございまして。
- だから、マイナンバーを出しておられたら、マイナンバーと住所がひもづいていたら、マイナンバーさえ調べておけば、住所の確認はいいですよというふうにはできないのかなと、すごく単純に思ってしまうのですけれども、そこは違うのですか。
- 基本的にその方がしっかりと届出をしてくれれば、そういう問題というのは解消され

ていくのかなと感じます。

- 住民票を写しても、マイナンバーの住民票の変更はまた別途やらないといけないのですよね。住民票の変更届があった場合に、住民票を消してこっちに入れるということをやると、自動的にマイナンバーにひもづいた住所になるのですか。
- 変わります。一応特別徴収の制度の中で言えば、マイナンバーは書いていただくことにはなっています。先ほど出ている総括表は会社の情報ですけれども、それに添付する個人別明細書は、その個人個人の給与支払額が書かれているものについてはマイナンバーの記載欄がありますし、扶養している方、家族構成のところにもマイナンバーを書いていただくことにはなっています。それから、異動届、退職されたりとかしてそれを自治体のほうに提出していただいているんですけども、そちらのほうもマイナンバーを記載いただく欄は入っていますので、理論上はそれが入っていれば、シンプルに個人を特定することができるようになるのかなというふうには思いますが、諸所の事情でそもそもマイナンバーを書いていただけないところもありますし、あと、アルバイトさんのような短期でいなくなってしまう方の場合はそもそもマイナンバーを収集していないこともあるみたいで、マイナンバーそのものが書かれていないで提出されているということもあります。実態としてはございます。
- 正しいマイナンバーが書かれている人とそうじゃない人と、現状、企業の事務負担は全く同じなのですか。正しいマイナンバーが書いてある人のほうがちょっとは楽になるのですか。
- 書いてない人もいるということからすると、必ずしも全てが有効に機能しているとは思えないということかと思えます。
- ということは、書いてある人がいても、言わばみんな書いていないほうにそろえた形になるという。
- そうです。
- そこもマイナンバーとついたら、このマイナンバーがついたAさんは、マイナンバーを出してくれていないBさんより少し楽だっとなってくれたら、企業にとってもメリットですよね。
- 今、横浜市はまだ手で検索して確認するものが多いので、マイナンバーの恩恵を物すごく受けているというわけではないのですが、標準化された仕組みになっていけば、マイナンバーを中心に考えていくことができるというのはあります。そうすれば、マイナンバー

と、いわゆる4情報と言っているお名前ですとか、住所ですとか、生年月日について突合を自動的にして、確かにこのマイナンバーで来たものは合っていますという仕組みづくりはすることができるのかなと思います。

ただ、現状はいろいろな会社さんがいて、手で書いていただいているとかというふうになってくると、マイナンバーの恩恵はそこまでないのかなという印象はあります。

- でも、これは結局、マイナンバーの出していない人、取っていない人がいるから、結局、全体が取っていない人前提にということをやっていると、なかなかですね。ここはどうすれば、取っていない人はやっぱり何かの時間がかかるよとかいう形にしないと、広がらないでしょう。
- 前回、総務省の方もおっしゃっていましたが、マイナンバー自体は皆さん持っていますので、マイナンバーカードを持っているかどうかはもちろんありますけれども、マイナンバーは必ずお一人お一人持っていますので、それを書いていただくというのか、セットにさせていただくということで、これからデジタル化を進めていくとなると。
- マイナンバーカードを作っていない人に、あなたのマイナ番号はこれですよって、前の住民基本番号みたいに、あなたのマイナンバーはこれですよっていう知らせは行っているのですか。
- 通知カードは全員に行っているはずですが。そのため、マイナンバーは全員にありますので、あとは、先ほどおっしゃっていただいたとおりに、思想的な話として絶対に出さないという方も一定数いらっしゃるというふうには承知していて、頑張る企業の方も書いてくださいねとは言いつつも、絶対にマイナンバーを出さない方というのが恐らく一定数いらっしゃるというのを先ほどおっしゃっていただいたのかなと。
- でも、それって、例えば、年末調整がこの月で終わるとか、出している人は12月で終わるけれども、出していない人は2月ぐらいまでかかっちゃいますよとか、何かそういうのがあってもいいと思いますけれども、別に罰金でも何でもなくて、あるいは出している人はもっと、現金給付なんかもそうでしょうけれども、ちゃんと言っている人は早いですよって。でも、結局、していない人前提にそこにみんな合わせてやるというふうなのが割と日本的といえば日本的なのでしょうけれども、どこかでそれをやらないと、いつまでもぐずぐず言ってそうな気がします。
- とにかく人がいないので、かつ営業に振り向きたいので、なるべくバックオフィス業務はとにかく減らしてもらいたい、増やしてほしくない、もうそれに尽きます。他方でデジ

タル活用、さっきの一気に通貫って、本当にできれば一番いいのですけれども、さっきの私どもの資料でも e-Tax は使っても手前は手作業ですというところもあるので、そこは別途デジタル対応の支援は引き続き我々も中小企業庁とかと連携して引き続きやると。また別の、要は人手不足で省力化しないとイケないし、デジタル化しないとイケない別の理由もあるので、そういうのをやりながら、バックオフィス業務も中小企業もある程度一気に通貫ができて、かつ、あと諸制度も変わって全体的に無駄なく、無理なくできるといいなどは思っています。

- マイナンバーの住所確認なのですけれども、どこまで行っても、市町村で今、地方税法第294条の通知というのがございまして、結局、住民票のあるところと居所で課税という形になりますので、住民票イコール課税地というふうにしてしまうのであれば、それでいいのかもしれませんが、どこまで行っても居所というのは把握しなければいけないので、ちょっと難しさも残るかなというふうには思います。
- この検討会でも二地域課税、二地域住居の人をどうするかという話もしていたのですけれども、理想的には住んでいるときに、それこそ1か月置きに転々とする人だったら、ちゃんと1か月ごとにちゃんと税金を納められるのが本当は一番いいのだろうと思うのですけれども、でも、そんなことは実務的にできない。だから、どこかの1月1日というのをどこかで決めないとだと思ってしまうのですけれども、どうしますか。所得税もそうですよね。
- 所得税は1月1日がないのです。国だけの話なので。
- 例えば、海外に赴任するとかっていうときも、2月に海外に行ったとしても、1月分については所得税がかかる。途中の3月だけ日本に帰ってきて働いた人も3月分で所得税がかかる。その場合は、住民税はもう全く諦めるという話になっているわけなのですが、だから、それがそのときに源泉徴収なりできれば、住民税もということにできると思うんですけれども、ただ、3月だけ日本に帰ってきて仕事をした人が1月1日に住所がないじゃないという話になると、どうするかねというふうになりますよね。
- 所得税と同じ方式ということになると、所得が生じたときの住所ということになって、それも住民税でありかなと思っていたのですけれども、今日のお話を聞いて、実務的に無理だなということが分かりました。
- 期日の問題とかもあるので、現年課税にしたから、すごい百点満点の公平性が確保されるというわけではやっぱりまだないですね。さっきのおっしゃっていた住民票と単身赴任とかのときに、こっちに納めてっていうのはありだということと、どう折り合いをつける

かですけれども。

- 住民票と異なるところで居所でといますか、やっている例はどのぐらいあるのですか。
- 294条の通知のやり取りは結構あります。
- 確認させていただきたいのですけれども、住民票があると、そこを住所とみなす規定です。まずは住民票で把握をして、ほかの自治体からこの人はあなたの住民ではありませんよって来たときに抜くということですか。
- 例えば、猪名川町に企業さんからこの会社の寮にもう住んでいるという方の住民票はもともと違うところにあるわけです。こちらで居所が寮ですので、その方は猪名川町で課税します。猪名川町が課税していますと、住民票のあるところでは無申告の状態になりますので、猪名川町としてはその市のほうに猪名川町で、住民票はないですけれども、居所として課税していますよという通知をやると。そうすると、猪名川町で課税されているのだなと、そっちに住んでいるんだなという、そういうやり取りは頻繁に行われていますし、それを住民票のあるところで課税しますとは言えないわけです。居所というか実際に住んでいるわけですからというところ。そこは当然マイナンバーで登録されている住民票は違うわけですから、異なる住所となるわけです。居所と住所は違う、課税地も違うという形になる。
- 居所というのは家屋敷課税のことか。
- そうではないです。寮とか、単身赴任先、お父さんが単身赴任で東京に住んでいて、住民税を東京で納めるということは実際にできます。
- 大体、そしたら通知をもらった側は諦めるということになる。
- そうです。基本的には、本人がこちらに住んでいます、居住の実態はそちらですと言ったら、住民票はあることをもって課税はできない。
- 地方税法上住所でしたっけ。居所というのは。
- 居所というのは実際に住んでいる場所なので、住民票がそこにあるとは限らないわけです。だから、居所と住民票のあるところは違う。
- 住所ではなかったですか。
- 住所というのは、住民票のあるところを住所としたら、住民票がないところに住んでいるのを居所というのでしょうかね。
- 住所だと私は思っていたのですけれども、住所だとすれば、物理的にいる場所だけで判

断というわけではなくて、資産がある場所とか、配偶者とか、いろいろ客観的に考慮した判断ということなので、必ずしも通知をもらった側が住所ではなく、諦めないといけないってことにはならないとは思いますが、実際上自治体さんで争ってその人のいろいろな要素を見つけて判定するってとても大変なので、実際に争うということはありませんと確かに思っています。

- 多いケースとしては、例えば、広島で住民票があり、住民基本台帳上の住所があります。なので、原則は広島が課税することになるけれども、東京に単身赴任で来ていて、住民票を移していたらよかったけれども、ちょっとの間という考えで東京の会社で働いて、東京の会社の人から給与支払報告書を出されて、その人も自分の住所が東京都何々区ですと言って給与支払報告書を出してもらってということになると、東京都で課税されて、そうやってくると、あれ、この人の住民票の住所は広島だとなる。そのため、住登外課税しますよという通知を広島のほうに送ってあげてという関係なので、このシチュエーションだと、多分広島の方はそもそも課税しようとしていないシチュエーションであるのですけれども。ただ、どっちが課税するのかという関係についてはケース・バイ・ケースである。
- 半分ずつにするとかはできないのか。
- 課税庁は1つしか無理ですので、課税庁を2つに分けられないという前提に基づいています。
- 昔、俺はこっちに住んでいるのだと。いやいや住所は向こうだろうという。そういうまれな話で、通常、納税者はどこに払ってもいいやと思っているところがあって、争おうとする。課税する側がよくあるのは多分、うちの税収だということで争おうとすると、お互いに自治体同士で争うこともあまりなさそうである。
- 基本的にはやっぱり居所のほうを優先するというふうになろうかと思います。それは何故かという、やはりそこに住んでいる以上、実際に住んでいるところで市民サービスを受けているでしょうと。ごみを捨てたりだとか何だとかっていう、そういったことを優先的に考えれば、やっぱり居所になるでしょうという一つの判断材料にはなるのかな。
- だから、難しいですね。家族4人はそっちでごみ出していて、お父さん1人分のごみしかこっちで出していなかったら、4人住んでいるほうにということも分からないではないですけども。
- 逆のパターンというのもよくあります。私の住所はそこにあり、実際にこっちには住所

を移していないのだから、何故ここに払わなければいけないのだというような方も中にはいらっしゃると思います。

- この問題は現年課税しても、その自治体間のやり取りってなくならないですよ。
- なくならないと思います。それはやっぱり自治体間でやらなければいけないことなのかなど。
- 今、實際上、給与支払報告書、それぞれが把握された居所もしくは住所地の団体に出されているものの、これはうちのじゃないですねと言って団体間で結構回送してもらっているというのはあるので、実際、先ほどの正確な住所地の把握というところのハードルが高いというのは重々承知ではあるのですけれども、今時点でもそういうやり取りというのは実際上生じているというのは実務上のお話としてはあるかなと思います。住所の補正を団体側でされているというのはあります。
- あともう1つ、私は割と行政側の責任でというふうに申し上げているのですけれども、例えば、所得税と全部そろえて、所得税と住民税の合計額がこれですよというふうに一本化できれば、それとさらに納税場所が同じであれば、企業の年末調整というのはありなのですか。そこまでそろえれば。
- そうですね。それは先ほど申し上げた話で、まさに所得税の賦課税として住民税を位置づけちゃうと。所得税額の何%とかですね。もうそういう規定に全部変えちゃって、全国一律で取りますとか。あと、それを自治体にどう配分するかは、別の配分期か何かを設定するということになるかもしれません。そうすると、1月1日の住所地という話も場合によってはなくなるかもしれないのですけれども、何かそういうドラスティックなことが起これば。
- 要するに、税制としてというところをそこまで踏み込むと、企業というのが可能だけれども、やっぱり自治体によって若干税率が違うということがあり得るということになると、企業のほうはただ源泉徴収、原稿料の源泉徴収みたいにしてもらっただけで、あとの最後の調整は、年末調整に代わるものは自治体が後で還付しますよという形にすれば、そういう控除の違いとかっていうのもあり得るということだと思うのですけれども、どちらがいいのでしょうか。
- 企業側の負担はどんな形にしても今より軽減されるということは多分ないと思います。ただ、いきなり全部を現年課税に移行するということではなくて、例えば、住民税と所得税の人的控除の違いとかというところも私は是正するべきかなと思います。確かに昔か

ら住民税は会費的要素が多分に含まれるというふうに言われているところというのはあるのかと。そのため、人的控除に差が生じているのでしょうかというようなことは多分今も変わっていないのかなと。まず、その概念をもう一回見直してみるのはどうなのかな。そうすると、かなり企業側さんのほうの事務負担というのは軽減されるのかな。そこがまずあることによって、年末調整の事務というのが二重にやらなければいけないということが生じると思いますので、それをまず一本化するためには、そういったところを是正していくというのは大いにありなのかなというふうにはちょっと思います。

- だから、そこもどこかで腹をくくるとのことですかね。結局、そういう法律でここが取りましたという話になってしまうので、そのときに控除をそろえる、ただ、控除をそろえたら、それはそれでいろいろなハードルがある。森林環境税を今払っている人が急に払わなくていいとなる人が何百万人と出ることになる。要するに住民税の納税義務者と所得税の納税義務者の数の違いがあるじゃないですか。それが結構な数であるので、ということを見ると、なかなかそろえるのは難しいのだろうなと思う。
- あり得る影響点として、森林環境税であれば、均等割のほうなのでほとんど納税者ベースで言うと変わらない可能性があるかなとは思いつつですが、後続手続とか、後続の各種社会保障制度で使っている課税所得額であったり、税額であったりというのが全部変わってくるので、そこは影響度で言うと、こちら側の影響額よりもっと大きな参照する基準が全部変わってくるので、受けられていたはずの社会保障給付が受けられなくなるみたいな話が出てきて、実務的には大変だろうなというのは感じる。その際にはそっちを勘案しないとイケない。
- 今おっしゃったのはそのとおりなのですが、最後の調整は行政側でっていうふうになれば、そこはいろいろな所得税の違いがあっても大丈夫ということだと思います。海外とかどうなっているのでしょうか。アメリカとか、住民票なんてあるのかな。どうやって住民登録をやっているのでしょうか。戸籍もないですし。
- 住民票はたしかあったと思います。すみません。正確な話ではないですが。
- 我々がアメリカなどの海外に行くときは労働ビザじゃなくて、働かない前提のビザで行っているの、どうなっているのかももう一つよく分からないところがあるのですけれども。
- 未納とみなされている方の所得税は納税されているのでしょうか。
- その辺は私どものほうでも把握しかねるところではあるのですが、分析をしていく中

で例えば、一つ、中国の方というのは意外と営業所得とか、そういった方もいらっしゃる。それから、不動産所得も多々お持ちの方もいらっしゃるの、恐らくは所得税の申告をされているのかなというふうに思うところになります。一方で、ベトナムの方については、ほとんどが給与の所得、これは、全て所得別に見ると、断トツで2位です。1位はもちろん中国の方ですけども、ベトナムの方は、1位から金額は下がるのですけれども、ほかを抜いて2位ということになっていますので、恐らく給与がほとんどかなと。そうすると、恐らく事業所のほうで源泉徴収はされているのかなというふうに思っております。

- ありがとうございます。日本はちょっとどうなっているか分からないんですけども、フランスにいたときには、日本に帰国した際に未納分の所得税に関しては帰国後も追われると言いますか、納税しろというふうに国のほうから言われて、日本では住民税も含めて、所得税も出国された方に対して追うことはできないのでしょうか。住所とかは把握していないので法律上難しいのか。
- 正直なところ、出国された国の住所までが把握できない。ただ、一応いろいろな形でアナウンスできる範囲の中では納税管理人を置いた上で出国をしてくださいねというようなアナウンスはさせていただいているのですが、どこまでそれが御理解いただいているかどうかというのはちょっと不明です。
- 国から追いかけるというのは、フランスからですか。
- フランスからです。フランスから追われます。納税しろという手紙が。
- それは帰るときにフランスの課税庁に日本に帰国した際はこの住所ですというのを届けるわけですね。
- そうです。出国するときもいろいろどういうところに出国する、国にも住所とかを届けていると思うのですけれども、帰国手続、フランスの住所をなくすので削除して日本に住所を移すという手続をするので、そのときに同時に追われる仕組みも織り込まれるのだと思います。
- 今、未納の状態での外国人の納税義務者の方がどこにいるかという調査を進めていく中で、やはり入管のほうに出国の調査を入れるのですけれども、出国先の国名は出ているのですが、どこの住所、番地というのは出てこないの、やはりそれ以上の追うことができないというのが現状。
- フランスは追うぞって話ですよ。フランスを出ても、外国に戻っても追いかけるよという意思表示をしているわけですね。

- そうですね。例えば、納税通知書を送った段階でも返戻という形で戻ってきます。そうすると、仕方ないので、当初は公示送達という形で課税をさせていただいて、やむを得ず滞納という形に移行させて、そこから財産調査とか、いろいろな調査をかけながら、最終的には出国だったというふうなことになってしまいますので、やっぱり後手後手になっているのかなと。
- フランスからの追いかけて放っておいたらどうなるのですか。もう今度フランスに入るときに納税してないよねと言われるということですか。
- そういうことだと思います。
- 国税同士だと徴収共助をできますけれども、地方税は徴収共助というのは難しいですね。だから、自発的に納めてくれれば助かりますけれども。
- 帰られるときに納税管理人って前も話が出ていたのですけれども、なかなか件数が少ないです。
1月1日に住所があったけれども、途中で帰ってしまったという人がまた日本に来るときには、何もなかったことになるのですか。
- 多分何もなかったということになると思います。例えば、1回出て、番号で管理、マイナンバーとは別な宛名という番号で管理しているのですけれども、その方がもしまた戻ってきて、新しい番号が振られたとしても、多分、名前とか生年月日とか、そういったもので突合しますので、そういった場合にはその人だと言うことができると思うのですけれども、ただ、それを、例えば一度、即時消滅をかけてしまいますと、それでイコールその年度の末には不納欠損になってしまいますので、その徴収はできないというのが実情かなと。
- ビザの申請のときに住民税の納税証明書は必要ということか。
- 延長するときには必要になる。在留資格を延長するときには納税証明書が必要になります。なので、そういう方は必然的に窓口に来てその場で払って、納税証明を発行していると。
- なるほど。でも、出て行って入ってくる方は新しいカードで入ってくると。
- でも、フランスのやり方はデジタルじゃないですよ。かなり力業というか。デジタルなのですか。自動的にとかじゃなくて、やっぱり対面であなた、どこに行かれるのですかというやり取りも全部するわけですか。
- いや。デジタルだったと思います。

- 手続はデジタルでできる。
- そうです。フランスに持っている口座は置いていく人と締めていく人がいるのですけれども、一個国に申告しているのも、置いていった人はそこに多分勝手にそこから取られちゃうと思います。かなり強力です。
- それは、でも、多分自治体も同じで、何か資産があれば、押さえられるのではないかと思うのです。
- 口座ですよ。
- ヨーロッパはそういう意味では国境があってないような感じの、シェンゲンの中に入っていると、そうなっているので、そういう逃げられない仕組みはかなり強力なのかなという印象があります。
- なるほど。ありがとうございます。
問題意識としては、やっぱり外国の方の即時というか、源泉徴収的に徴収できるほうがいいよねという話ですよ。ただ、そうは言っても、1月1日にいない人はどうするのというのは、これはまた別途残るのですか。1月1日をまたいでいる人だけの話になるのですか。
- そうです。そこら辺は法づくり次第だと思いますけれども、それが現年課税化されれば、もちろんその部分を取れるようになるという自治体側のメリットはあるのだろうというふうに思いますし、いなくなった後であっても、現年課税している分は取れているわけですから、少し増収になってくるのかなと思います。
- 前に1月1日だけ、ちょっと住民票を抜くという裏技があるよという話があったが今は駄目ですよ。それって、1月1日に住所がないのに、どうやって駄目ってできるのですか。
- 居住の実態、海外に行ってこっちに戻ってきてという方であれば、その居住の実態がどうなのかというところの実質的な判断で住所地の認定はしますので、そこに関して言えば、もう抜け目はない、抜けることはできないということになっております。今、お話しいただいているこちらのお話だと、1月1日時点にはおりました、6月の賦課決定もしました、ただ、一方で徴収ができませんでしたという方ではあるので、その現年課税化とはまた別途の、徴収対策としてどう行うべきなのかという論点がこの場合だと発生している。その課題の解決策も、必ずしも現年課税化とはまた違うものは取り得るところなので、ちょっと一緒のような議論ではありつつ、全く別物と言えれば別物という形ではあ

ります。

- ただ、今の現状で行くと、1月1日に住所があるけれども、7月に帰っちゃったというときには徴収はなしですけども、もし現年にすれば、1月1日の以前の12月までの分が徴収できているという話ですね。
- そうです。例えば、令和5年度で見ますと、現年分の未徴収金額と過年度に移行する、即時消滅をかける金額というのはほぼほぼ同じ金額なのです。そうすると、毎年毎年同じようなサイクルで現年分が移行される、滞納に陥る。というので、現年分のうちに徴収できていればいいのかなと。例えば、今おっしゃったことももちろん大きなウェートを占めますし、働いている間に徴収ができれば、そういったものというのは大分防げていくのかなと感じる。もちろん、働いた6月1日以降も日本にいらっしゃる方もいる。12月に出国する、その年の12月に出国してしまったという例も多々あります。
- だから、この会議が始まったときよりもやっぱり問題って深く大きくなってきていると思います。そのため、そこの公平性の担保のために民間の方の負担が増えない形でどうやってそこの公平性を高めていけるかというふうに考えていかないと、なかなかやっぱりいろいろな議論が堂々巡りになるのかなというふうに思いました。
- 外国人の問題、現年課税化と源泉徴収化したことでずばり解決にはならないのですよね。そのことだけでなく、いろいろな要素がほかにも、この不公平、公平化の毀損が背後にあってというお話も今お聞きして。であれば、ここの僅かな効果とは言いません。こうすることで大分ましになるだろうとは思うのですけれども、その裏側には物すごい行政及び事業者の事務負担の増加というのが想定されると、今日聞いていて思いました。であれば、例えば、出国期のときだけ切り分けて、今の退職したところの課税方式のように、要は1月1日だからまずいというようなことであれば、賦課期日とか、そういったところの特例というのですか、何か現実的にはそっちなのかなというふうなことを思ったところなのですけれども、それはそれで不具合があるのかもしれないなというふうなことも一方では思うところでして、不具合があれば、ぜひ教えていただきたいなと。そう単純じゃないというところがあれば、教えていただきたいなというふうに思ったのですけれども。
- 賦課期日は例えば、1月1日はいて、12月に出国されて、次の1月1日にいないというときに、賦課期日を出国時にできないかとか、いろいろな議論はこの検討会の中でもできていて、それは現年課税と必ずしもひもついた話ではなく、賦課期日の話として、それ

はそこができれば、住民税も今よりは大分ましになるだろうなど。

- 特別徴収制度ではなく源泉徴収制度になれば、現在進行形で課税方式になれば、それはすぐ理解できるところがある。ただし、その方式でもずばり解決には至らないというような感じはするわけで、給与所得者の場合、ベトナムの場合はいいけれども、中国の場合にはまいちだというようなことが十分に考えられて、では、税額が確定したのはいいけれども、どう徴収するのかというのがすぐ2番目の問題として、本当に取れるのかというふうな問題が恐らく出てくるのだろうなというふうに感想としては聞こえたということでございます。
- それは外国人とやるから、すごくややこしい話で、一番分かりやすい例ですけれども、先ほどから住所とか居住とあるのですけれども、基本住所地で課税というときに、課税する側がそのとき、1月1日時点の市町村が課税しますよというところは完結しているのですけれども、住民にしてみると、例えば、1月1日の前の年に住んでいたところが住所地にあって、でも、前年課税だから翌年に払うので、そのときにはそこには払っていないわけです。翌年になって、同じところに住んでいれば1年ずれたで済みますが、住所地課税というのは、住所地の市町村に課税権があるというだけでなく、納税する側から言うと、住所地でサービスを受けていて、その自治体に負担してというところまで一致してほしいなと思うのが、先ほどおっしゃった、12月にもしいなくなると、行った先で払うのですけれども、そこには払わずにサービスだけ受けていると。それがもし外国人の場合にはもう海外に行ってしまうよという。国内だったらいいのかと言うと、何となくやっぱり、現年課税になると、サービスを受けたところの住所地でそこに支払っているという、そこが一致しますので、そういう意味で、それは応益負担というか、公平といいますか、どこに払うかというときに、そのずれがサービスを受けたところと違うところという部分かなって、そこを解消するというのが多分税制としては、税収ではなく、制度としては趣旨としていいのかなと思う。

あと、ふるさと納税に関して言えば、かつて課税する団体は1つしか駄目であり、分けられないという話になったのですけれども、実際には住民税って、法人住民税を見たら幾らでも分けているじゃないかというので、多分本当は個人住民税でも所得割も同じように分けるという議論はあの当時あってもというか、あり得たのかなと思う。要望で言うと、やっぱり住所地課税というのは原則かなと。では、その住所をどうやって判定するという話が先ほどあったのですけれども、本来的には生活の実態かなと。実態も全部チェックす

るのは大変だったらというので居所かなど。居所も大変だと言うと、住民票かなど。いろいろな段階があると思うのですけれども、その都度、これではというときに次、次で、最終的にはそれは生活の実態でどうだということになる。そのときには、おっしゃったように家族、財産だけじゃなく、1年のうちに何時間ここで過ごしてとか、水道のメーターが回っているのかとか、電気回っているのかという、いろいろなところでしょうけれども、それまで行く前にいろいろ、固定資産税ではないですけれども、大量に一括して税務といえますか、しかも賦課方式でやっていくので、ルーチン化したような仕組みをそれぞれある程度合理的にあるのだらうと思うのですけれども、そのときに恐らく公平というのは結構重視してしまうので、でも、あまり効率的にとか何とかっていうために公平が犠牲になっていると、それは税としてはやっぱり公平もちょっと考えてほしいなという気持ちに研究者としてはどうしてもなってしまうと思います。今までそれなりにやってきたのですけれども、恐らくこういう多様に人が動き始めたりとなってくると、今のままで行くと、もっとどんどん公平が阻害されていくような気がするものですから、この段階でもし多くのところが現年課税化ということで公平を担保できるのであれば、今、このきっかけかなと思います。

- また、不動産とか営業所得で申告の方も、所得税を申告しても、住民税の納税通知書が行く6月、7月にはもういないという可能性はあるので、それは思います。申告の場合は所得税と同じタイミングで払ってもらえないですけれども、翌年の6月以降の納税期間というのはちょっと直さないと、漏れるとしたら結構巨額な漏れが発生するのかなというふうに思います。

税収や公平というのは課税庁だと我々研究者は思います。だから、そこにいわゆる事務を担っていただいている皆さんをどこまで巻き込めるかという話だと思います。その前提に、今でもできること、さっきの仕様については共通化という話が出ていましたので、ここはしっかりやっていただけたらなというふうに思います。

以上